

綾町育英会奨学資金貸付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、優秀な学徒で経済的支援を必要とする者に所期の目標を達成させるため、必要な奨学資金を貸与又は給付並びに助成することを目的とする。

(対象者)

第2条 奨学貸付金を受ける学生、生徒(以下「奨学生」という。)は、綾町に居住する者の子で、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく教育機関に在学し、学習意欲があり経済的理由により修学が困難である者で、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 親権者等は、綾町に住民登録をしていること。
- (2) 親権者等に各種の税等の滞納がないこと。ただし、滞納をすべて整理した場合はこの限りではない。
- 2 進学支度貸付金は、高校、大学(短大、専修学校及び各種学校を含む)への進学が見込まれる奨学生で第1項各号の要件を満たすもの。
- 3 海外研修・留学等支度貸付金は、海外研修や留学等に参加する有能な資質があり、他の模範となる意欲ある学生や児童・生徒で第1項各号の要件を満たすもの。
- 4 国際大会参加等給付金は、スポーツや芸術文化等で特に優秀な成績を収め、海外で開催される国際大会等に出場する他の模範となる意欲ある学生や児童・生徒で第1項各号の要件を満たすもの。
- 5 教育文化活動費助成金は、教育文化活動を行う綾町内の幼稚園、保育所、小・中学校、児童館及び教育団体。

(奨学貸付金等の種類及び限度額並びに借受者)

第3条 奨学貸付金等の種類及び限度額並びに借受者は、次の各号とする。ただし、進学支度貸付金は入学時(編入学を含む)のみ、海外研修・留学等支度貸付金は年度内1回限り貸与する。また、国際大会参加等給付金及び教育文化活動費助成金は事前申請を行い年度内1回限りとし、町の補助金や激励金との併用は不可とする。

(1) 奨学貸付金

学校種別	貸付額(月額)	借受者(債務者)
大学・短大・専門学校 I	30,000円	奨学生
大学・短大・専門学校 II	40,000円	奨学生
大学・短大・専門学校 III	50,000円	奨学生

(2) 進学支度貸付金

学校種別	限度額	借受者(債務者)
高校・専門学校	300,000円	保護者
大学・短大	600,000円	保護者

(3) 海外研修・留学等支度貸付金

種別	限度額	借受者(債務者)
海外研修・留学等支度貸付金	100,000円	保護者

(4) 国際大会参加等給付金

種別	限度額	
国際大会参加等給付金	50,000円	

(5) 教育文化活動費助成金

種別	限度額	
教育文化活動費助成金	500,000円	

(貸与期間)

第4条 前条第1項第1号の奨学貸付金の貸与期間は、大学等の正規の修業年限とする。

(貸与及び給付の申請)

第5条 奨学貸付金等の貸与又は給付を受けようとする奨学生等は、次の書類に奨学資金振込口座指定申請書(様式第7号)を添え申請しなければならない。

(1) 奨学貸付金

奨学資金貸付申請書(様式第1号)

奨学生推薦書(様式第2号)

(2) 進学支度貸付金

進学支度金貸付申請書(様式第3号)

(3) 海外研修・留学等支度貸付金

海外研修・留学等支度金貸付(様式第4号)

(4) 国際大会参加等給付金

国際大会参加等給付金申請書(様式第5号)

(5) 教育文化活動費助成金

教育文化活動費助成金申請書(様式6号)

事業実施計画書(様式6-1号)

収支予算書(様式6-2号)

(連帯保証人等)

第6条 返済義務は借受者が負うものとする。連帯保証人は2名必要とし、うち1名(連帯保証人Ⅰ)は、申請者の父母兄弟姉妹又は、法定代理人とし、もう1名(連帯保証人Ⅱ)は、独立して生計を営み、保証能力のある成人とする。ただし、第3条第1項第2号及び第3号については、連帯保証人Ⅱの1名とし、第3条第1項第4号及び5号は不要とする。

2 連帯保証人になれない者は以下のおりとする。

- (1) 債務整理中又は過去に債務整理を行った者
- (2) 保証債務を理解していない者
- (3) 他の奨学資金で滞納している者
- (4) 無収入の者(連帯保証人Ⅱ)
- (5) 生活保護受給中の者(連帯保証人Ⅱ)

3 借受者は、連帯保証人が以下に該当する場合、連帯保証人変更申請書(様式第10号)を速やかに提出しなければならない。

- (1) 第 2 項に該当したとき
- (2) 住所不明となったとき
- (3) 後見開始、保佐・補助開始となったとき
- (4) 保証能力が著しく減少したとき
- (5) 死亡したとき

(奨学生の選考)

第7条 育英会事務局は、第 5 条に基づく申請があった場合、直ちに選考委員会に諮り、基金の範囲内で決定するものとする。ただし、第 3 条第1項第 2 号から第 5 号までの決定は育英会会長が専決し、次期理事会で報告する。決定後は速やかに奨学資金貸付(給付)決定通知書(様式第 8 号)により通知する。

2 選考委員は、会長、町議会議長、文教福祉委員長、代表民生児童委員、中学校長、中学校 3 年生担当主任、教育長とする。

(誓約書等)

第8条 奨学生等は奨学資金等貸付の決定がされた場合、遅滞なく次の書類を提出しなければならない。ただし、第 3 条第1項第 4 号及び第 5 号は除く。

- (1) 奨学資金借受誓約書(様式第9号)
- (2) 在学証明書

(奨学資金等の貸与)

第9条 奨学資金等は、第 7 条第 1 項により決定した額から振込手数料を控除し、第 5 条第 1 項で申請のあった口座に振込むものとする。

2 第 3 条第1項第1号の奨学貸付金の支払いは、四半期毎又は半年毎のいずれかの方法により貸与する。

(現況及び異動の届出)

第 10 条 第 3 条第1項第1号の奨学貸付金の借受者は、毎年 3 月 31 日までに修学状況を確認するため現況届(様式第 11 号)を提出しなければならない。また、以下の事由が発生した場合、遅滞なく異動届(様式 12 号)を提出しなければならない。ただし、本人が病気等で提出することができない場合は、親権者等が提出する。

- (1) 休学、復学、転学、退学したとき
- (2) 氏名変更、住所等重要事項に異動があったとき

(貸付額変更及び辞退の届出)

第 11 条 奨学生は、特別の事情がある場合、奨学貸付金額変更申請書(様式第 13 号)により奨学貸付金額の変更を申し出ることができる。ただし、年度途中での金額変更は不可とする。退学等で貸付不要となった場合は、奨学資金辞退届(様式第 14 号)を速やかに提出しなければならない。

(休止)

第 12 条 奨学生が休学した場合は、その期間の貸与を休止する。

(決定の取消し)

第 13 条 奨学生が以下に該当した場合は、奨学貸付金の取消決定通知書(様式第 15 号)により

貸与を取消す。

- (1) 傷病等により就学の見込みがないとき
- (2) 学業成績又は素行が不良となったとき
- (3) 奨学資金を必要としない事由が生じたとき
- (4) 休学又は転学が適当でないとき
- (5) その他不適當な行為があったとき

(返済)

第 14 条 奨学資金等は、以下の方法により返済しなければならない。

- (1) 奨学貸付金

借受者は卒業後 6 か月経過後から貸与期間の 2 倍に相当する期間で返済すること

- (2) 進学支度貸付金

借受者は貸与後 2 年以内に月賦で返済すること

- (3) 海外研修・留学等支度貸付金

借受者は貸与後 1 年以内に月賦で返済すること

2 前項の返済は、その全額又は、一部を繰上げ返済することができる。

3 奨学生が退学し、若しくは奨学資金等の貸与を辞退又は、取消しの決定を受けたときは、それぞれの事由発生の翌月から前項に準じて返還しなければならない。

(貸与終了手続)

第 15 条 奨学生等は、以下に該当する場合は、貸与を終了するため、1 か月以内に奨学資金借用証書(様式第 16 号)及び奨学資金返済計画書(様式第 17 号)を提出しなければならない。

- (1) 卒業したとき
- (2) 退学したとき
- (3) 辞退したとき
- (4) 取消しされたとき

(返済の猶予)

第 16 条 奨学生等が以下に該当する場合は、奨学資金返還期限猶予申請書(様式第 18 号)の提出により返済を猶予することができる。

- (1) 上級学校に進学するとき
 - (2) その他特別な事由により奨学資金等の返済が著しく困難であると認められるとき
- (死亡等による返済の免除)

第 17 条 借受者が奨学資金返済完了前に死亡したときは、遺族からの申出により理事会の審議を経て、死亡日以降の貸与金返済(滞納分は除く)を免除することができる。

(返済の免除)

第 18 条 第 3 条第 1 項第 1 号の貸与を 2 年以上受けた者が、卒業等により貸与が終了した後に以下の各号のすべてに該当するときは、毎年度申請により理事会の審議を経て、返済免除決定通知書(様式第 21 号)により奨学金の返済債務の一部を免除することができる。ただし複数年度の繰上げ返済分は対象としない。

【町内在住者】年間返済総額の 1/2 の返済免除

- (1) 綾町内に定住の意思をもって居住し、就業していると認められること
- (2) 地域活動に貢献していると認められること
- (3) 奨学金の返還を滞りなく行っていること
- (4) 奨学資金の貸与を受けた者に町税等の滞納がないこと

【町外在住者】年間返済総額の 1/3 以内の返済免除

- (1) 免除を受ける前年に綾町にふるさと納税を行った者
 - (2) 奨学金の返還を滞りなく行っていること
- (免除の額)

第 19 条 前条の規定による免除の額は、以下に規定する額とする。

【町内在住者】

免除決定の月から第 14 条第 1 項第 1 号に定める返還が終了するまでの期間の返済金額の 2 分の 1 の額を免除。

【町外在住者】

免除を受ける前年に年間返済総額の 1/3 を限度に綾町にふるさと納税を行った金額を免除。

(免除の申請)

第 20 条 第 18 条の規定により、翌年度分の奨学資金返済の免除を受けようとする者は、奨学資金返済免除申請書(様式第 19 号)に以下の書類を添えて、3 月 1 日から 3 月 31 日までに申請するものとする。ただし、返済初年度は 8 月 30 日まで申請できるものとする。

【町内在住者】

- (1) 住民票
- (2) 就業を証する書類(様式第 20 号)
- (3) 納税証明書
- (4) 地域活動を証する書類

【町外在住者】

- (1) ふるさと納税証明書
- (報告義務)

第 21 条 第 18 条による免除の決定を受けた者は、その免除を受けた要件に変更があった場合は遅滞なく免除要件異動報告書(様式第 22 号)により報告しなければならない。

(免除の取消)

第 22 条 会長は、以下の事項が判明した場合には、免除取消通知書によりその免除を取消し、免除を受けた額の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な手段により免除を受けたとき
- (2) 第 18 条に規定する要件に該当しなくなったとき

(事務)

第 23 条 育英会の事務は綾町教育委員会教育総務課において処理する。

第 24 条 この規定に定めるもののほか必要な事項は理事会で決定する。

附 則

この規則は、昭和42年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日より適用する。

附 則

この規則は、平成22年11月1日より適用する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日より適用する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日より適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第25条から第29条までの規定は、遅滞なく返還された場合の平成27年4月1日現在の未返還金について適用し、平成26年までに納付された返還金については適用しない。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年2月14日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年1月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。(令和4年2月21日)

附 則

この規則は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第3条 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

第4条 令和7年3月31日までに返済の免除承認を受けているものは改正前の規則を適用する。